

災害に便乗した悪質商法にご注意ください

大規模な災害が発生した際には、不安な気持ちをおったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込んで金銭を支払わせる消費者トラブルが発生しがちです。悪質商法は災害発生地域だけで行われるわけではありません。災害に便乗した勧誘には十分注意してください。不審なことがあればすぐに、消費生活センターや警察に相談してください。



相談事例の一例



- 公的機関を名乗り震災復興のために古着や寄付金を受け取りに行くと電話があった。
- 業者から突然電話があり、被災者救済のための投資商品があると勧誘された。
- 震災の義援金に協力してくれと電話で依頼され振込用紙が送付されてきたが、よく確認したら、当該事業者の設立に向けての寄付金だった。
- 被災地へ物資を送るので何か不要なものはないかと訪問され、家に上げたら、貴金属の買い取り業者だった。

被害に遭わない為のアドバイス

- 公的機関が各戸を訪問し、義援金や寄付金を募ることはありません。義援金を募っている機関の活動状況を確認し、少しでも不安に思ったら電話等で問い合わせましょう。
- 不審な勧誘電話はすぐに切りましょう。契約を迫られても、その場では決めないでください。
- 自宅への不意な訪問で勧誘されても、不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターに連絡しましょう。

消費生活センターへのご相談は裏面を参照ください。

◇生涯学習フェスティバルに参加します◇

10月27日(土)、消費生活センターのあるクリエイトホールで生涯学習フェスティバルが開催されます。生涯学習フェスティバルでは、市民団体によるステージ発表や体験教室、作品展示など、さまざまな催しが行われます。消費生活センター(地下1階)では、消費生活に関するパネル展の他、以下のイベントを行います。

○ミニセミナー 第1回 11:00～ 第2回 13:00～

- ・「これだけは知っておきたい! 中古住宅販売の最新事情」
- ・「市民のもったいない意識調査報告 2018」



○ビブリオバトル(テーマに沿った本の紹介) 14:00～14:40

テーマ【賢い消費者として知っておきたいこと】

○小豆の100グラム当てゲームとカーリングゲーム

親子で楽しめるゲームを用意してお待ちしています!!



11月1日は計量記念日

経済産業省では、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を図っています。八王子市においても、正しく計量が行われるよう「はかりの定期検査」や「商品量目(りょうもく)立入検査」などを実施するとともに、計量制度の普及に努めています。

八王子市消費生活センター

相談専用電話 : 042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話 : 042-631-5456 FAX : 042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。



まずは
ご相談
を